

裾野都市計画 御宿地区計画

地区計画とは

地区計画とは、都市計画法や建築基準法等で定められたルールに加え、地区の特性に応じた良好なまちづくりを行うための取り決めです。建築物の用途、高さ、最低敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造などについて、きめ細かなルールを定め、将来にわたって、良好な環境が確保されたまちづくりをする制度です。

御宿地区計画の内容

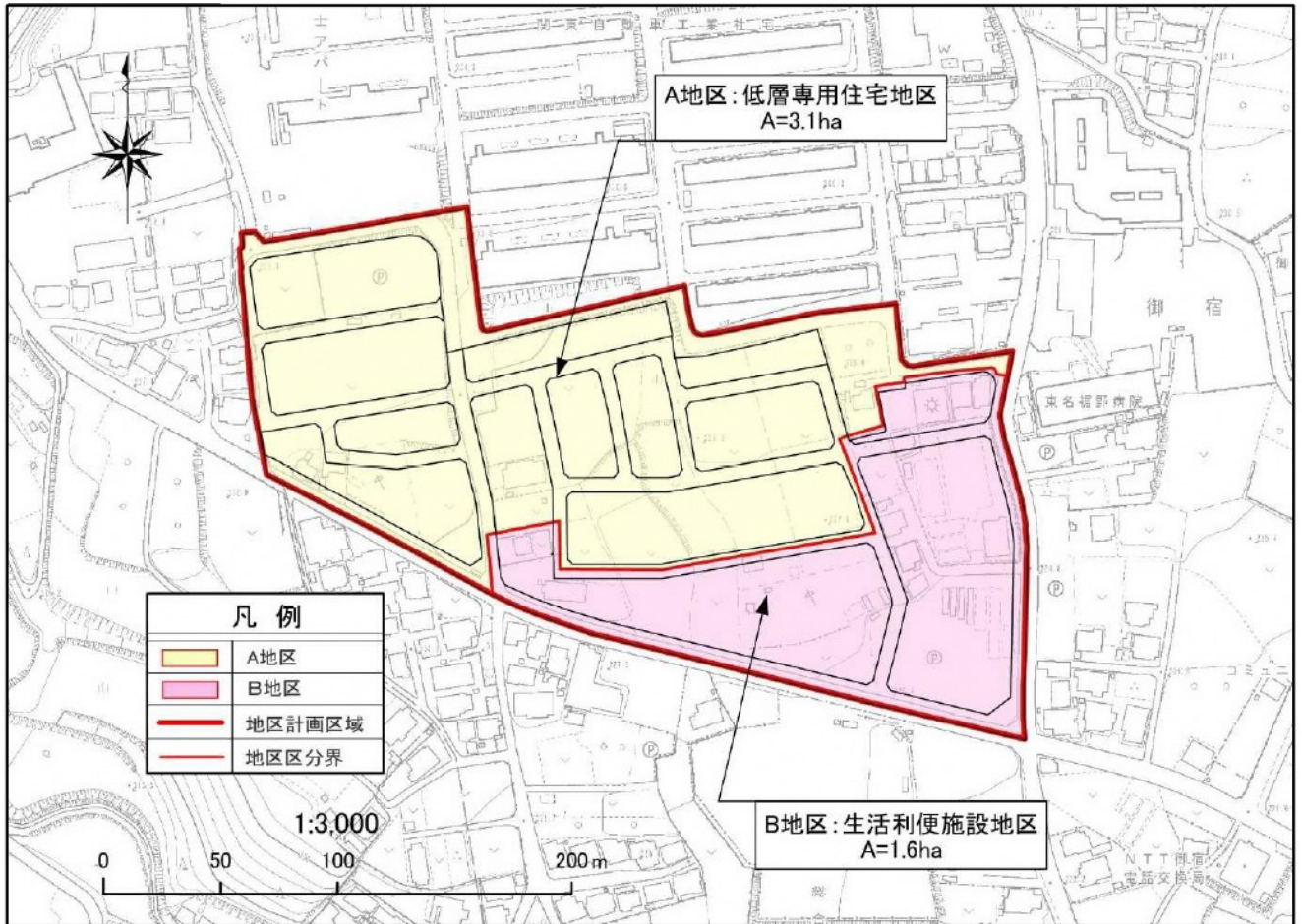
地区の区分	区分の名称	A地区：低層専用住宅地区	B地区：生活利便施設地区
	地区の面積	約3.1ha	約1.6ha
建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 1 一戸建ての専用住宅 2 建築基準法別表第2(イ)項第2号に規定するもの(※1) 3 近隣住民を対象とした公民館又は集会所 4 建築基準法別表第2(イ)項第9号に規定するもの(※2) 5 前各号の建築物に附属する車庫、物置その他これらに類するもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 建築基準法別表第2(ニ)項第1号から6号に規定するもの(※3)
	建築物の建蔽率の最高限度	5/10	6/10
	建築物の容積率の最高限度	8/10	20/10
	建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さは、10mを超えないものとする。	
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から1.0m以上、隣地境界線から0.8m以上離すこととする。ただし、別棟の車庫、物置その他これらに類するもので、延べ面積が20㎡未満のものについてはこの限りでない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の屋根及び外壁の形態又は意匠の制限は、建築物等の規模及び要件にかかわらず裾野市景観計画の定めるところによる。 2 屋外広告物を設置する場合は、建築物等の規模及び要件にかかわらず裾野市景観計画及び裾野市屋外広告物条例の定めるところによる。	
	かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに適合するものとする。ただし、敷地地盤面からの高さが0.6m以下の部分又は門、門柱、若しくは左右の長さがそれぞれ2m以下の門の袖については、この限りでない。 1 生垣 2 高さが1.2m以下のフェンス等で、植栽を施したもの 3 木又は竹製のもの(合成樹脂等の擬木、擬竹含む)	

※1 建築基準法別表第2(イ)項第2号 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち政令で定めるもの

※2 建築基準法別表第2(イ)項第9号 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物

※3 建築基準法別表第2(ニ)項第1号から6号 マージャン屋、ぱちんこ屋、カラオケボックス、ホテル、旅館など

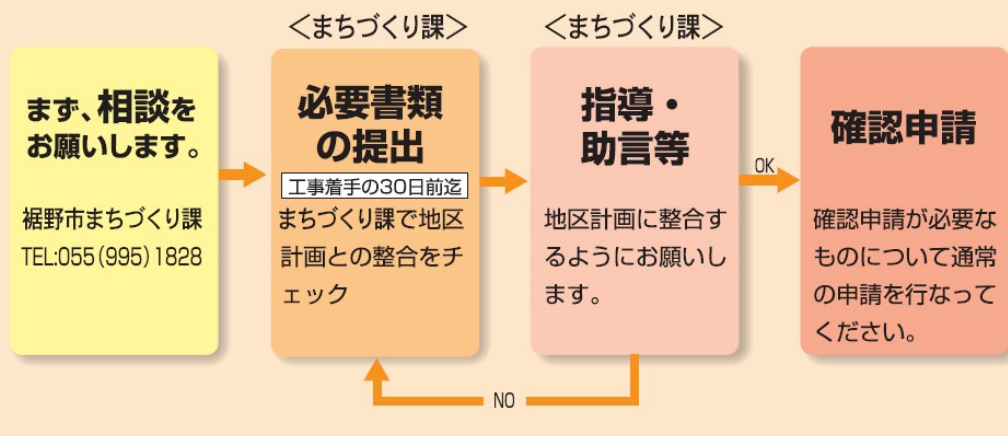
御宿地区計画の区域及び区分図



この図は、おおむねの区域を表したものです。詳細は、まちづくり課にお問い合わせください。

建築行為などを行なう場合の手続き

地区計画が定められている地区内で建築行為等を行なう場合には、次のような申請手順になります。申請は余裕をもって行いましょう。



問い合わせ

裾野市建設部まちづくり課

所在地：静岡県裾野市佐野 1059 番地 裾野市役所 2 階

電話：055-995-1829 FAX：055-994-0272